

仙台市地域防災計画の修正について

平成31年1月
危機管理室

①救助実施市の指定

背景

本市は、大規模災害時に被災者への支援をより迅速かつ円滑に行うため、災害救助法に基づく救助の実施主体と位置づけられるよう法改正を国に要望し、平成30年6月「災害救助法の一部を改正する法律」が成立、公布（平成31年4月1日施行）されたことから、速やかな「救助実施市」の指定に向けて準備を進めていく必要がある。

対応

救助実施市のイメージ

<救助実施市指定前>

宮城県
(救助実施主体)

委任

仙台市

<救助実施市指定後>

仙台市
(救助実施主体)

被災者の救助

【主な変更内容】

- ・災害救助法の適用を自ら判断する。
- ・宮城県からの委任を待たずに救助を実施する。

【災害救助法で定める救助】

個人の基本的生活権の保護等を目的とした応急的な救助であり、「応急仮設住宅の供与」や「食品の給与」などである。

②防災重点ため池の避難勧告等の発令(1/2)

背景

東日本大震災や平成30年7月豪雨において、農業用ため池の決壊による人的被害が発生したことを受け、浸水範囲を示したハザードマップの公表が全国的に進んでいることから、本市域においてハザードマップが示された「防災重点ため池(※)」近郊の住民等に対して避難勧告等を発令し、避難を呼びかける必要がある。

※決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。(市内5か所)

- ・青葉区(愛子ため池[月山池]、斉勝沼ため池[サイカチ沼])
- ・泉区(銅谷ため池[銅谷堤]、新釜の沢ため池、住吉台第5号ため池)

大雨の場合における発令基準

ため池の水位が上昇した場合、次のとおり避難勧告等を発令する。

避難情報の種類	発令基準
避難指示(緊急)	・堤体決壊のおそれがある場合 ・氾濫の発生が確認された場合 など
避難勧告	・水位が設計洪水水位(※)を超え、なお上昇のおそれがある場合
避難準備・高齢者等避難開始	・水位が設計洪水水位(※)に達した場合

※設計洪水水位:各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。

なお、水位計が設置されるまでの間は、ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合に避難勧告等を発令する。(暫定措置)

②防災重点ため池の避難勧告等の発令(2/2)

地震の場合における発令基準

一定の震度以上の地震が発生した場合には、ため池の点検を行い、その結果に応じて避難勧告等を発令する。

避難情報の種類	発令基準
避難指示(緊急)	・堤体の変状の進行により、決壊のおそれが高まった場合 ・堤体の決壊が確認された場合
避難勧告	・堤体の異常な変状が確認された場合
避難準備・高齢者等避難開始	・堤体の変状が確認された場合

発令対象及び開設避難所

ため池の決壊による浸水想定区域に避難勧告等を発令することとし、浸水想定区域内及びその近隣の指定避難所を開設する。

なお、住民等の避難にあたっては、原則として自宅に留まらずに立ち退き避難する。

③ダムの異常洪水時防災操作に伴う避難勧告等の発令

背景

平成30年7月豪雨において、ダムの異常洪水時防災操作(※)が行われ、河川の下流域において甚大な被害が発生したことを受け、本市においてもダムの操作に関わる情報等を踏まえて避難勧告等を発令し、避難を呼びかける必要がある。

※異常洪水時防災操作:ダムからの放流量を流入量まで徐々に増加させる操作

【対象となるダム】
釜房ダム、大倉ダム
七北田ダム、樽水ダム

発令基準

ダム管理者からの情報に基づき、次のとおり避難勧告等を発令する。

時期	ダム管理者からの情報 (異常洪水時防災操作について)	避難情報の種類 (状況に応じ範囲指定)
開始	操作を開始した旨の通知	避難指示(緊急)
概ね1時間前	操作を行う旨の通知	避難勧告
概ね3時間前	操作を行う可能性がある旨の通知	避難準備・高齢者等避難開始

発令対象

ダムの下流の河川や降雨の状況等により範囲を変更する必要があることから、河川水位の状況及び関係機関から提供された情報等を総合的に勘案して発令対象を判断することとする。